

令和7年度の部活動改革について（主な変更点等）

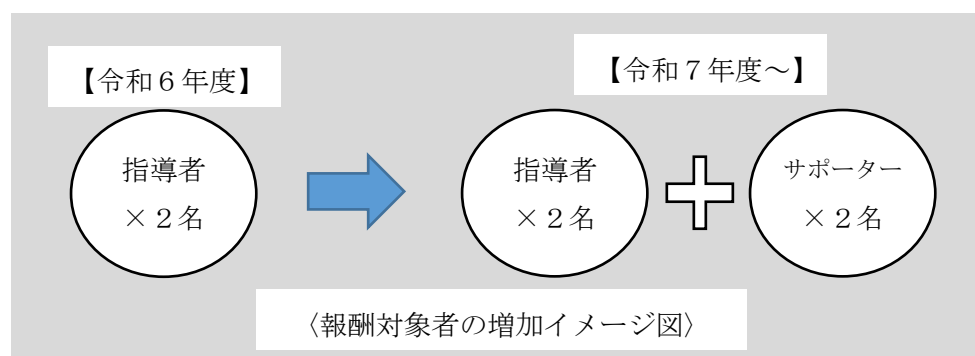
1. 地域指導者の区分の設定

（1）サポーター制度の新設

「指導まではできないけど、活動の補助的支援なら協力できる。」「指導者がいないときに見守りで活動できるようにしてほしい。」「でも指導者と同じ謝金では心苦しい。」などの意見を踏まえ、地域指導者に『サポーター』区分を新設します。

サポーターは、地域クラブ活動の準備や片付け、活動時の見守り等補助的支援を行います。報酬は1日1,000円です。（※1日2名、土日の回数分（月に4回又は5回）が上限）

これにより、活動日毎の報酬対象者は最大4名（指導者2・サポーター2）となります。



（2）指導者とサポーターの違い

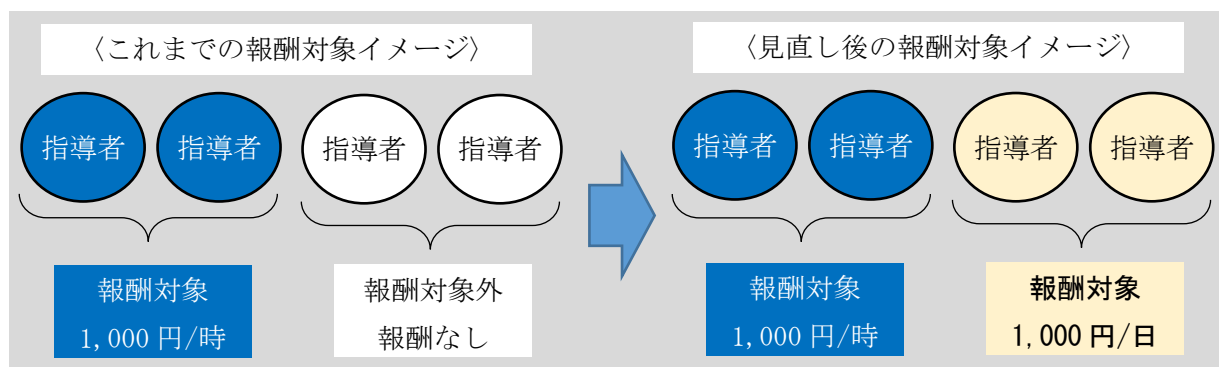
地域指導者に「指導者」及び「サポーター」の2つの区分を設け、登録時にいずれかの区分を選択します。それぞれの区分については、次のとおりです。

地域指導者		
区分	指導者	サポーター
主な職務	休日の地域クラブ活動における 実技指導	休日の地域クラブ活動における 補助的支援
要件	ア 成人（18歳）に達している。（学生、教職員も可とする） イ 市が実施または指定する指導者講習会を受講している。 ウ 市の指針等に基づいて生徒と関わることができる。	
	エ 国・県・市の指針等に基づいて 指導 できる。（技術、責任感や連帯感、公正さや規律を尊ぶ態度、社会性・思考力や判断力等、心身を育てるための総合的な指導） オ 研鑽を重ねるなど、日頃から必要な 知識や技術 （種目に関する知識技能、指導技術、生徒理解等）の 習得 に努めている。 カ 長期的・継続的に 指導 できる。（原則1年以上とするが、3年以上が望ましい）	
報酬	1,000円/時間（1日当たり3時間限度） （1日の指導者配置上限は2名） ※「指導者」として登録している者を、サポーター報酬の対象とすることができる。	1,000円/日 （1日のサポーター配置上限は2名）

(3) 報酬対象について

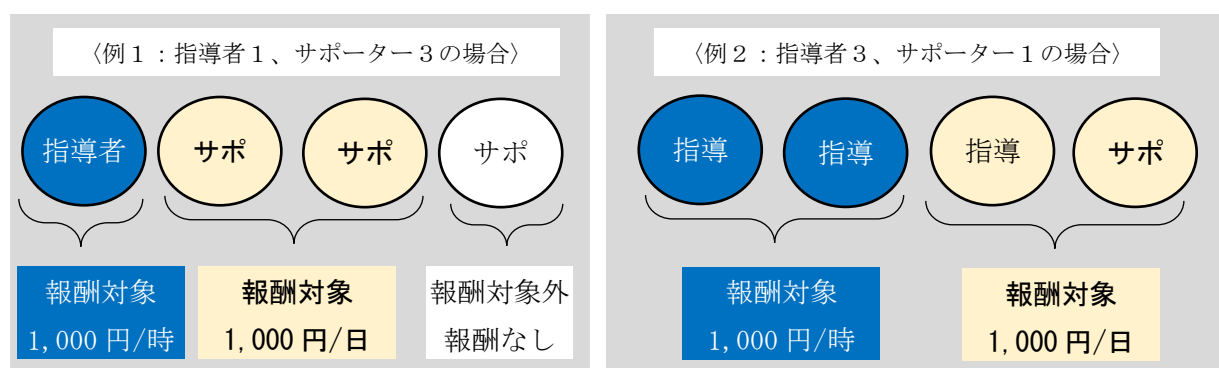
報酬の対象となる地域指導者は、1回の活動で「指導者は2名」「サポーターは2名」の最大4名となります。

また、指導者として登録している方はサポーター報酬の対象とすることができます。これにより、3名以上の指導者で活動する際に報酬対象外となっていた指導者をサポーター報酬の対象にすることができます。



【注意事項】

- ・指導者の1日当たりの報酬上限は3時間です。
- ・指導者はサポーター報酬の対象にできますが、サポーターは指導者報酬の対象にできません。ただし、指導者をサポーター報酬の対象とする場合は、当該報酬対象日に指導者報酬との重複がないこと及び1時間以上の指導を行っていることが条件となります。

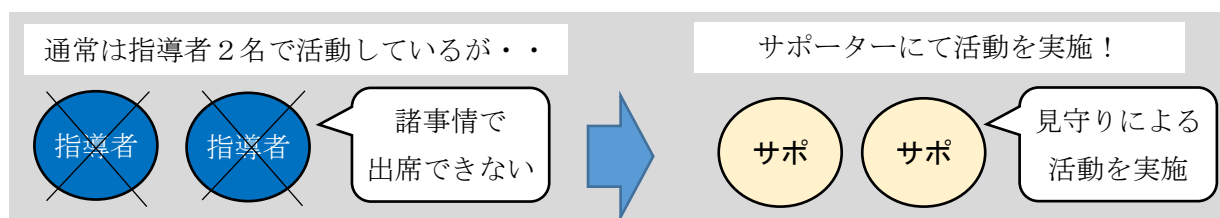


※報酬対象の上限人数を越えた場合は、報酬対象者をクラブ内で協議して決定してください。

(4) サポーターによる地域クラブ活動の実施

地域クラブ活動の実施にあたっては、指導者による専門的な指導を行うことを基本としますが、事情により指導者が不足（又は不在）となることも想定されます。その際には、地域指導者であるサポーターにより地域クラブ活動を実施することができます。

なお、実施にあたっては技術的指導ができないため、顧問・指導者と活動内容について事前に協議し、安全面に配慮した上で実施していただく必要があります。



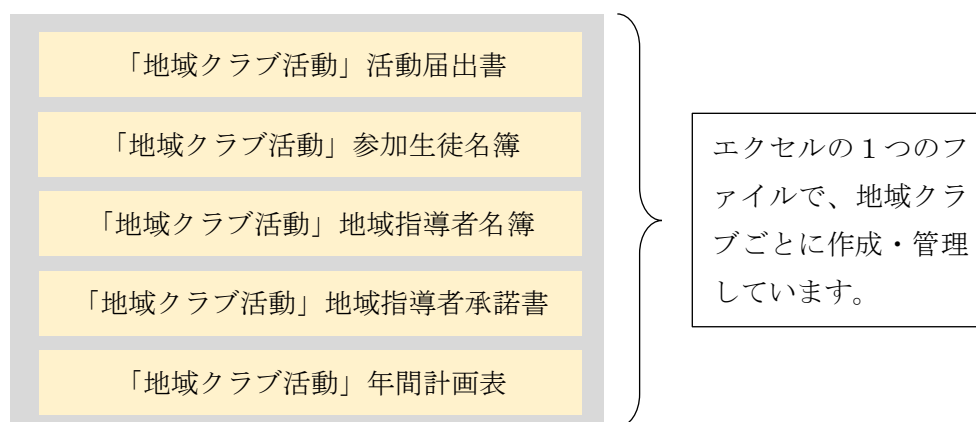
(5) 指導者・サポーターの登録について

サポーター制度の新設に伴い、「指導者」及び「サポーター」の登録を行います。

登録は、4月の地域クラブ活動登録時や新たな指導者を配置する場合に、活動届出書のファイルにある地域指導者の名簿及び承諾書を提出して行います。登録の際には、指導者の区分として「指導者」又は「サポーター」のいずれかを選択します。

※「地域クラブ活動の登録」について

- ・地域クラブ活動の実施にあたっては、**毎年度登録が必要**となります。登録は原則として、新1年生の入部が確定した年度当初に行います。登録は学校を通じて電子データの提出により行います。【登録の流れ：学校 → 文化スポーツ課 → 可児 UNIC (登録)】
- ・年度途中に変更があった場合は、随時変更の届け出をしてください。



【補足】

地域クラブ活動を実施する中で、団体登録を行う最大の理由は、「権利能力なき社団」として団体の実質性を持たせ、直接的に落ち度のない構成員等に責任が及ばなくするためです。さらに、保険の更新や中体連に地域クラブとして出場する場合の必要性等もあり、毎年度登録していただく必要があります。

権利能力なき社団とは？

「民法上の組合（サークル活動等）」と「法人」の間のような存在として、団体の実質性がある場合に、判例で認められている概念です。権利能力なき社団に対しては、債権を有している債権者も、落ち度のない構成員個々人の財産に対する権利行使（強制執行）はできないものとされています（有限責任）。

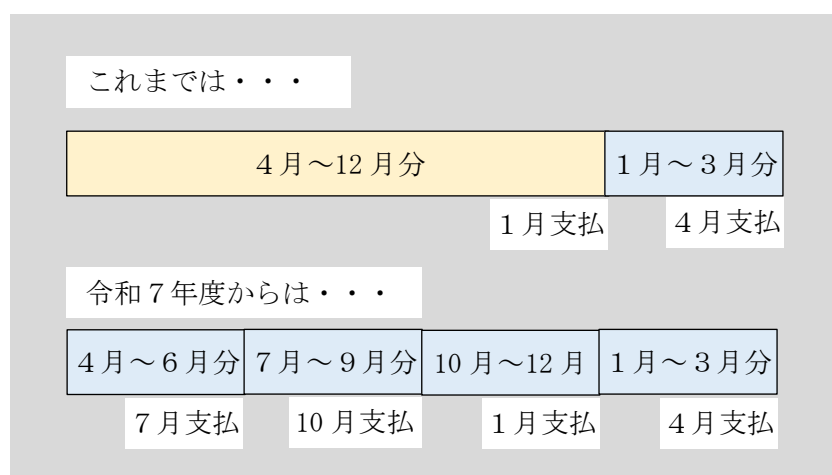
権利能力なき社団については、具体的に次のような対応が必要とされています。

- ① 規約を作成し、代表の選出方法を含めた組織の在り方を明確に規定していること。
- ② 口座を開設し、個人の財産と団体の財産を分別して管理していること。
- ③ 規約に従って、民主的な方法（多数決の原則により）で運営していること。
- ④ どのような組織的決定がされたのか後からわかるように、議事録を作成し、保存していること。

⇒ 代表、会計、書記（議事録作成係）等の配置

(6) 指導者報酬の支払い時期の見直し

令和6年度は、年2回の指導者報酬の支払いでしたが、指導者からの意見を踏まえ『年4回』に見直します。支払時期は「7月」「10月」「1月」「4月」の4回を予定しています。



2. 合同チームの編成ルールについて

(1) 経緯・背景

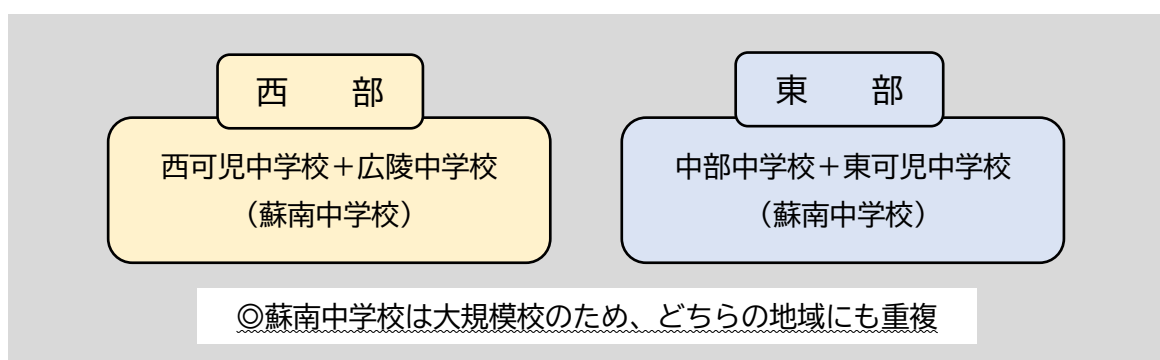
複数校合同部活動は、「単一校において、希望する生徒はいるが部を設置していない」、「部は設置しているが部員数が少なく十分な活動ができない」等の場合の救済措置として設けられた制度です。

可児市立の中学校においては、これまで複数校合同部活動の編成に関するルールや取り決め等がなく、事案の発生した都度に、部活動顧問等を中心に話し合いでチーム編成を進めてきましたが、少子化や生徒の部活動離れ等で部員数の減少が進む中、制度の活用は今後大幅に進むものと予想されます。

こうした状況を踏まえ、可児市立中学校の複数校合同部活動の編成方法を定めることで、生徒の「やりたい活動ができる」環境を整えつつ、生徒や保護者、顧問の負担や不安を軽減し、持続可能な学校部活動・地域クラブ活動の推進を図るものです。

(2) 複数校合同部活動の編成方法

- ① 合同チームの編成にあたり、市内を2地域（西部・東部）に区分し、それぞれの地域の構成中学校を次のとおりとします。



②合同チームについては、移動に伴う生徒の負担等を考慮し、同一地域の学校間で編成するものとし、2地域とも蘇南中学校を除いた2校でチーム編成することを優先します。ただし、各校の部員数や種目の開設状況、合同チームの継続状況、他市町村の学校とのチーム編成等、特別の事情がある場合はこの限りではありません。

③合同チームの編成にあたっては、原則として単独でチーム編成ができない学校から母体となる学校に声掛けを行い、協議を開始するものとします。(単独でチーム編成できない学校同士の場合は、どちらから声掛けしても構いません。)

④各中学校は、合同チームを編成する場合、生徒、保護者、指導者(外部指導者・地域指導者)に速やかに説明を行い、理解を得るよう努めるものとします。

※上記編成方法は、「拠点校方式による複数校合同部活動」を編成する際にも準用します。

※地域クラブ活動は、学校部活動を補完する活動であるため、活動(チーム)体系は、原則として学校部活動と同じになります。

【注意】 現在編成されている合同チームを再編するものではありません。新たに合同チームを編成する際の基本的なルールや考え方となります。

3. 大会の参加について

(1) 中体連への大会参加

- ・中体連の大会は、学校部活動として参加し、大会の申し込みやコーチ・監督・引率等は学校にて対応することを原則とします。(※競技毎に定める参加条件を満たせば、地域クラブとして大会参加することも可能です。その際には「地域移行証明書」が必要となるため、部活動顧問を通じて文化スポーツ課に申請してください。)
- ・登録メンバーやペアの人選等は、顧問と地域指導者が連携して対応してください。

(2) 中体連以外の大会参加

- ・上記以外の大会については、学校(顧問)と指導者等で協議のうえ参加形態(学校部活動、地域クラブ活動)等を決定します。なお、地域クラブとして参加する場合も、参加申し込みや事務手続き等、可能な範囲で顧問の支援をお願いします。
- ・登録メンバーやペアの人選等は、顧問と地域指導者が連携して対応してください。

中体連

◎原則学校部活動で参加

中体連以外

◎協議にて参加形態決定

【注意事項】

◎各種目協会にて、大会参加規程等が部活動の地域移行に伴い見直されていますので、参加条件を必ず確認してください。

◎中体連以外の大会について地域クラブで参加する場合は、顧問の支援をお願いします。

4. その他

① 「学校部活動・地域クラブ活動連絡票」の記載

この連絡票は、顧問と地域指導者の連携や情報共有を図ることで両活動を円滑に実施するとともに、活動時の暑さ指数を記載するなど、安全に活動を行うための手段の一つとして活用しているものです。加えて、国の実証事業における補助金交付の根拠資料となるため、顧問が地域指導者を兼ねている場合も含め、記載をお願いします。（ただし、顧問が地域指導者として指導を行う場合は、両者の連絡事項部分は記載不要です。）

② 二者協議・三者協議の実施

学校部活動と地域クラブ活動の連携を図るとともに、両活動を円滑に実施するため、地域指導者と保護者による二者協議、顧問、地域指導者、保護者による三者協議を年2回^{*}実施していただくこととしています。

二者協議・三者協議により出された意見は、今後の制度見直し等の参考とするため、部活動毎、かつ、学校毎に取りまとめのうえ、文化スポーツ課に提出いただいています。

※ 二者協議・三者協議の実施時期（年2回）

- ・3年生引退後の新チーム発足時（8月頃）
- ・新年度に向けた体制や方針等を確認する年度末（2月～3月頃）

③ 休日の指導部分以外の地域移行支援

令和6年4月から、可児UNICを運営主体とした地域クラブ活動がスタートし、休日の指導に関しては、多くの部活動で地域指導者に移行しつつありますが、休日の指導以外の部分（大会の参加申込みや大会時の監督・引率、施設の利用調整等）については、まだまだ部活動顧問に頼っているのが実情です。

学校、種目、個人の資質等、クラブ毎に状況が異なりますので、ケースバイケースでの対応になると思いますが、地域指導者や保護者等の協力を得ながら、学校（顧問）が中心となって地域に移行できる仕組みを構築し、可能な部分から地域に移行できるよう取り組んでいただきたいと思います。